

平成24年度

**スクールソーシャルワーカー
活用事業**

— 実践事例集 —

平成25年 3 月

北海道教育委員会

発刊に当たって

近年、いじめ、不登校、暴力行為などの背景には、子どもたちの心の問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など、子どもたちを取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難なケースも見受けられることから、関係機関等と連携した積極的な取組が求められています。

こうしたことから、北海道教育委員会では、平成20年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する方のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術や経験を有する方をスクールソーシャルワーカーとして配置してきたところであります。

事業開始から5年が経過し、スクールソーシャルワーカーを活用している市町村教育委員会においては、不登校児童生徒の学校復帰の割合が高いなど、その効果が確実に表れてきております。

本冊子は、今年度、本事業に取り組まれた実践の中から、効果的な取組事例等をまとめたものであり、各市町村教育委員会において、子どもたちを取り巻く様々な課題解決に向けた取組の一助にさせていただきたいと考えております。

今後、全道の多くの市町村において、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校と関係機関等をつなぐ仕組みづくりが一層進められることを期待いたします。

平成25年3月

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

新 納 隆 司

目次

第 1 章 解説

- スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- スーパービジョン体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- スクールソーシャルワーカー活用事業の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- SSWを活用した効果的な実践に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 2 章 実践事例

＜主に児童虐待が関係するケース＞

- SSWと学校の連携により児童への虐待を早期に発見したケース・・・・・・・・ 5
- 関係機関が連携してネグレクトの家庭へ対応したケース・・・・・・・・・・ 7

＜主に発達障害が関係するケース＞

- SSWと児童相談所の連携によって発達障害が明らかとなったケース・・・・・・・・ 9
- 発達上の課題のある生徒へ関係機関が連携して対応したケース・・・・・・・・ 11
- SSWが中心となり関係機関と連携して対応したADHDのケース・・・・・・・・ 13

＜主に不登校が関係するケース＞

- 発達障がい等を要因とする不登校児童とその保護者へ対応したケース・・・・・・・・ 15
- 適応指導教室との連携により改善を図った不登校のケース・・・・・・・・・・ 17
- 適応指導教室を活用し、その後転校によって学校復帰したケース・・・・・・・・ 19
- 関係機関の役割を明確にして連携し、ひきこもりの改善を図ったケース・・・・・・・・ 21
- 不登校の改善に向けてケース会議を繰り返し、関係機関との連携を図ったケース・・・・・・・・ 23
- 地域の社会資源の活用を試みた不登校のケース・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 関係機関が専門性を生かしながら、不登校や家庭支援の方向性を見出したケース・・・・・・・・ 27
- SSWが学校と共に保護者の認識を変えながら不登校の改善を図ったケース・・・・・・・・ 29
- 関係機関の役割を明確にし、不登校を解決したケース・・・・・・・・・・ 31
- SSWと学校、保護者が緊密に連携し、不登校を解決したケース・・・・・・・・ 33
- 関係機関との連携を図り、校内の体制を強化して不登校に対応したケース・・・・・・・・ 35
- 精神疾患の母親と離れる不安により不登校になった児童に対応したケース・・・・・・・・ 37
- 不登校傾向の転入生を学校・関係者の連携で支援したケース・・・・・・・・ 39
- 学校と家庭が共通理解を図って児童が家庭環境の変化に対応できるよう改善を図ったケース・・・・・・・・ 41
- 関係機関と情報を共有し不登校解消のために取り組んだケース・・・・・・・・ 43

＜その他のケース＞

- 関係機関と連携し愛着障害の疑いがある児童の支援に取り組んだケース・・・・・・・・ 45
- SSWが中心となり保護者や祖父母への支援を充実させ改善を図ったケース・・・・・・・・ 47
- 人間関係づくりのスキルの向上を図ったケース・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 保護者との連携を図って学びの環境を整備し高校進学を果たしたケース・・・・・・・・ 51
- SSWを中核とした関係機関との行動連携により改善を図ったケース・・・・・・・・ 53

第1章

解説

平成24年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」の概要と成果等について紹介します。

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

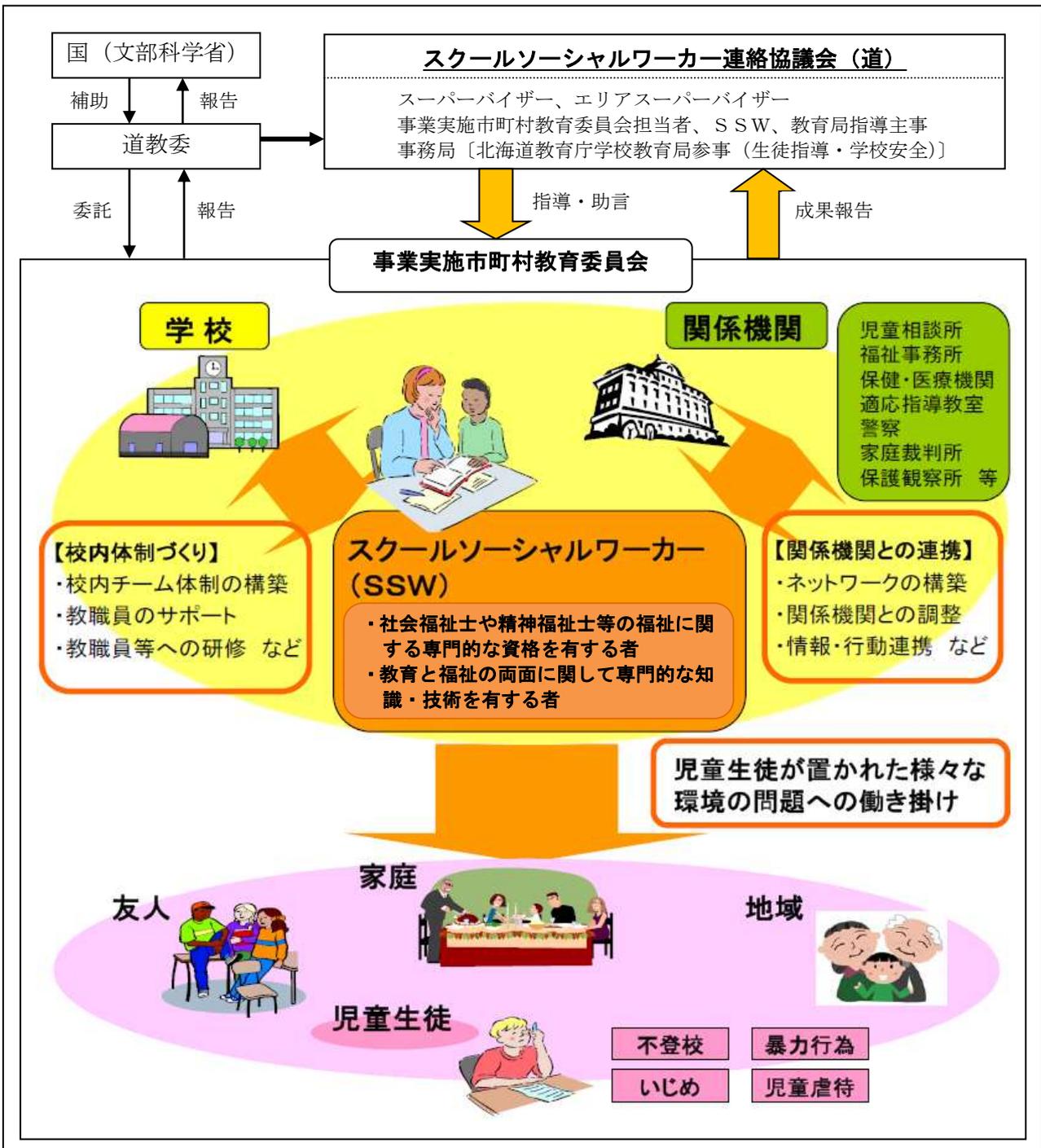
【趣旨】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っています。

そのため

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
 - ② 児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけ
- などを通して、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の充実を図ります。

【組織体制】



スーパービジョン体制の確立

本道の広域性を踏まえ、事業全体の推進に関して指導助言するスーパーバイザーを配置するとともに、全道を7つのエリアにエリア・スーパーバイザーを配置し、事業実施市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカー（SSW）及び道立学校から相談を受け、必要に応じて支援を行う体制を整えています。

スーパーバイザー 北星学園大学准教授 久能由弥氏

空知エリア
エリア・スーパーバイザー
北星学園大学実習助手
栗田郁子氏

上川・留萌エリア
エリア・スーパーバイザー
名寄市立大学准教授
小銭寿子氏

石狩・後志エリア
エリア・スーパーバイザー
藤女子大学准教授
若狭重克氏

宗谷・釧路・根室エリア
エリア・スーパーバイザー
旭川大学教授
澤伊三男氏



渡島・檜山エリア
エリア・スーパーバイザー
北海道教育大学函館校准教授
森谷康文氏

胆振・日高エリア
エリア・スーパーバイザー
札幌学院大学教授
横山登志子氏

十勝・オホーツクエリア
エリア・スーパーバイザー
帯広大谷短期大学専任講師
阿部好恵氏

【平成24年度SSW配置市町村】

- 空知管内：岩見沢市、滝川市、深川市、美瑛市
- 石狩管内：石狩市、北広島市、江別市、恵庭市
- 胆振管内：室蘭市、苫小牧市、白老町、登別市
- 渡島管内：北斗市
- 檜山管内：せたな町
- 上川管内：比布町
- 留萌管内：留萌市
- 宗谷管内：稚内市
- オホーツク管内：遠軽町、北見市、斜里町
- 十勝管内：帯広市、音更町、幕別町
- 釧路管内：釧路市
- 根室管内：中標津町

(25市町)

地域別研修会の開催

全道7会場において、実践事例に基づく事例研究を行い、エリア・スーパーバイザーからの指導助言を受けて、SSWの専門性の向上を図っています。

- 石狩・後志：平成24年11月16日（金）
- 空知：平成24年11月7日（水）
- 胆振・日高：平成24年11月19日（月）
- 渡島・檜山：平成24年11月14日（水）
- 上川・留萌：平成24年11月13日（火）
・宗谷
- オホーツク：平成24年11月22日（木）
- 十勝・釧路：平成24年11月15日（木）
・根室

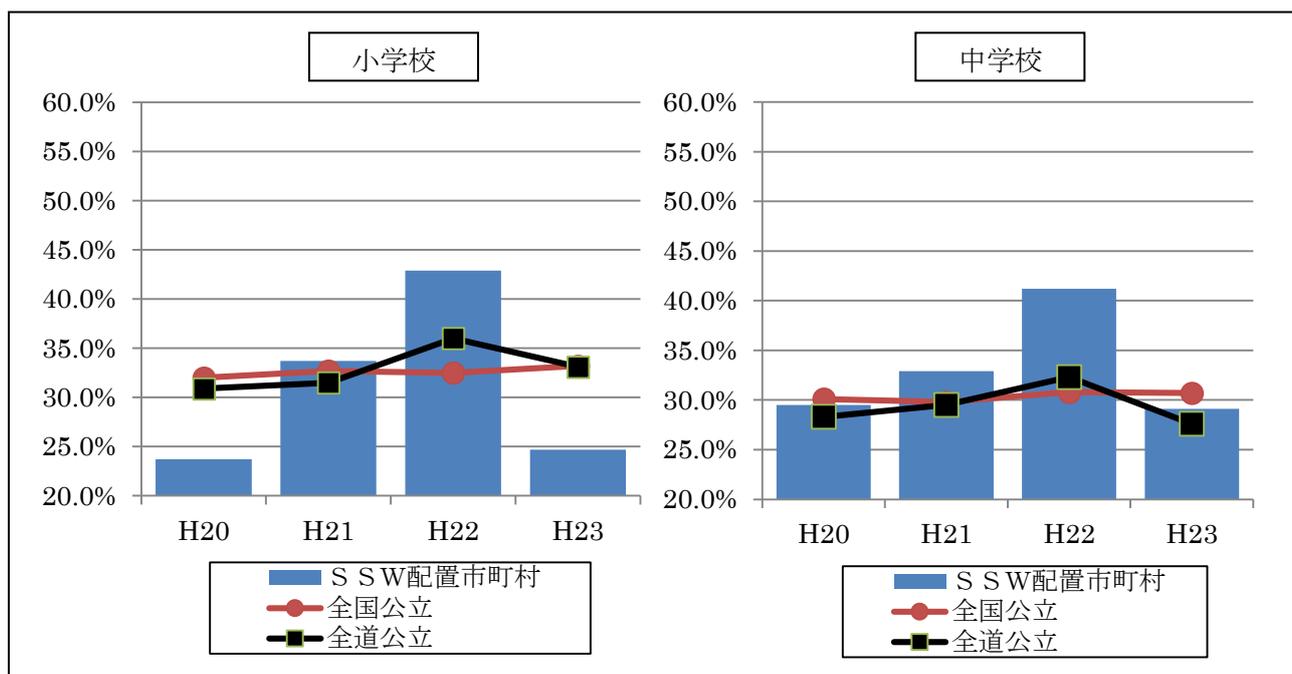
スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

北海道教育委員会では、平成 20 年度から本事業を実施し、SSWが市町村教育委員会や学校、児童相談所等の関係機関と連携して、児童虐待や家庭内暴力などが背景にある不登校等の問題の解決に向けた取組を進めてきています。

SSWを配置している市町村において、不登校の解消率が上昇する傾向にあります

この4年間の経年変化を見ると、SSWを配置している市町村において、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合が、平成 20 年度は、小学校 23.7%、中学校 29.5%であり、全国公立の平均より下回っていましたが、平成 22 年度は、小学校 42.9%、中学校 41.2%になり、全国公立、全道公立の平均を大きく上回る結果となっています。

【経年変化】 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合



平成 23 年度において、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合は、小学校では 24.7%であり、全国公立、全道公立の平均のいずれも下回る結果となりました。また、中学校では 29.1%であり、全国公立の平均を下回る結果となっています。このことは、SSWが関わっているケースは、問題が複雑に絡み合っているため、解決に複数の年数を要したり、難しかったりすることなどが要因として考えられます。

一方、登校できるまでには至らないものの、SSWが児童生徒の置かれている環境に働きかけ、学校と家庭、関係機関が連携協力して、児童生徒が抱える問題の解決に向けた取組が確実に進められ、好ましい変化が表れている事例も数多く見られるところです。

今後は、こうした取組のデータも参考としながら、SSW活用事業の成果を検証していく必要があります。

SSWを活用した効果的な実践に向けて

平成 20 年度からの実践事例を検討した結果、SSWを活用して効果を上げている実践では、問題への対応をSSW任せにすることなく、市町村教育委員会や学校、SSWがそれぞれの役割を發揮するとともに、相互に連携協力した取組を進めています。

■ 市町村教育委員会 ■

- ① 学校の教職員や保護者に対し、SSWの役割や活用について広報し、積極的に周知を図っている。
- ② 校長会や教頭会、生徒指導担当教員等が集まる会議等において、生徒指導の現状について交流するとともに、SSWが助言する機会を設定し、学校とSSWが問題発生以前から連携できる体制を築いている。
- ③ 市町村SSW活用事業運営協議会を設置し、エリア・スーパーバイザーを活用した研修会等を開催し、SSWの専門性の向上を図るとともに、教員や関係機関職員を交えて、関係機関が連携した対応について理解を深めている。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、SSWとの情報交換を密にし、状況に応じて、学校へ指導するとともに、児童相談所や福祉課等の関係機関へ積極的に働きかけ、SSWの活動をサポートしている。

関係機関

三者が連携し問題を抱える児童生徒やその保護者の

「知」（知識・認識）を変える

「情」（感情・喜怒哀楽）を変える

「意」（意志決定・行動）を変える

関係機関

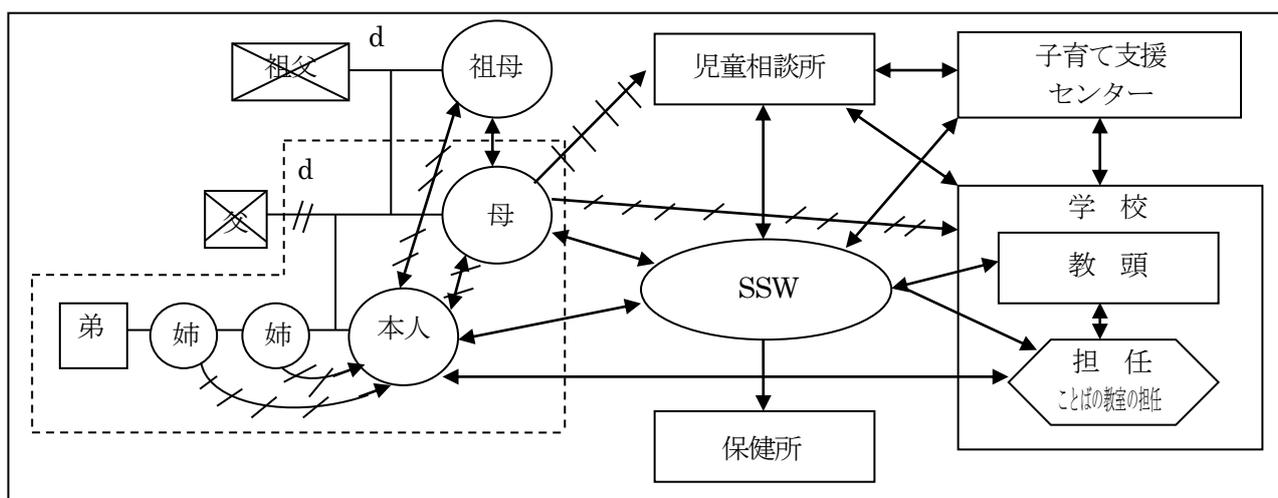
■ 学校 ■

- ① 校長のリーダーシップの下、生徒指導上の問題に対して組織的に対応する校内体制が確立されている。
- ② すべての教職員が、SSWの役割等を理解し、必要に応じてSSWに相談できる体制が整えられている。
- ③ SSWやSC（スクールカウンセラー）を講師として、児童生徒理解や問題行動等への対応に関する校内研修を実施している。
- ④ 問題行動等への対応に当たっては、当該児童生徒の学校生活の状況等について、SSWとの情報交換を密に行っている。

■ SSW ■

- ① 学校の組織や取組について理解し、当該の問題行動等に対応するキーパーソンやポイントを示している。
- ② 学校が困っていることについて理解し、教師のニーズや考え方を受け止めている。
- ③ 問題行動等を起こす児童生徒やその保護者について、福祉の視点から困り感をすくい上げ、新たな対応の視点を見いだして、当該児童生徒や保護者などに働きかけている。
- ④ 問題行動等の特質に応じたプランニングを行い、学校や関係機関と情報を共有しながら対応している。

S S Wと学校の連携により児童への虐待を早期に発見したケース



1 気になる状況

- 母親からSSWに対し、当該児童への暴力行為や子ども全員の養育を放棄する願望が何度も伝えられるようになった。
- 様々なストレスから、母親のストレス耐性能力が低下し、心身のバランスを崩すようになった。
- 母親の苛立ちが、当該児童への虐待行為（暴言・暴力）に繋がるようになった。
- 当該児童に、床を激しく踏み鳴らすなどのチック症状や虚言が見られたり、家族に対する反抗的な態度が増加したりするようになった。
- 当該児童をはじめ、子ども全員の登校渋りや無断下校、夜に家を衝動的に飛び出す等の問題行動が増加するようになった。
- 母親が、自らの虐待行為を反省しなくなった。
- より深刻な虐待が行われることが懸念されることから、重点支援ケースとした。

2 アセスメント

(1) 基本情報

ア これまでの経過

- ・ 3年前から家族全体の支援を継続している。
- ・ 当時母親は3人の子ども（長女・次女・三女）に対し、日常的に身体的・心理的虐待を繰り返していた。特に三女（当該児童）には強い嫌悪感を抱き、憎悪の対象としていた。
- ・ 一度、児童相談所に繋がったケースであり、一時保護を経て、3人とも情緒障害短期療養施設への入所が決まっていたが、入所寸前に母親、祖父母がそれを拒否し、家庭での養育が継続されることになった。
- ・ 当該児童を含め女児3人は当時の児童相談所の心理検査で『虐待影響による情緒障害及び知的障害（ボーダー）』の判定を受けている。

イ 家族・本人について

① 母親の資質

- ・ 母親自身も実母による虐待を受けて育ってきた。
- ・ 子どもに対する養育能力が不足しているとともに、ストレス耐性能力が低い。
- ・ 人に対する闘争心・警戒心が強く、人間関係を築きにくい。怒り・不安・焦りといった自分の感情をコントロールできない。
- ・ 自傷傾向、依存傾向をもち、実母とは共依存的な関係にある。
- ・ 日常の食事、洗濯等の仕事は怠らないが、躰がうまくいかない時や子供たちが情緒不安定になると混乱し、衝動的に暴力で子どもをコントロールしようとする。

② 祖母の存在

- ・ 母親にとって支配的な存在であり、攻撃的で自己中心的に振舞うことが多い。
- ・ 祖父が亡くなって以降、自分の世話のために、母親に対し、朝から夜まで、食事の世話や家事全般、話し相手、寝付くまでの見守り等を強要している。
- ・ 当該児童を憎悪の対象とし、これまで、虐待的な行為を行っていた様子がある。
- ・ 祖母の言動や支配的な態度は子どもたち及び母親にとって大きなストレスとなっている。

- ③ 当該児童について
 - ・当該児童の成長に伴い、母親、祖母に対する反発・反抗が激化してきた。
 - ・虐待のストレスからチック症状・過剰な感情表現・退行・虚言が見られるようになった。
 - ・無断下校、夜の家出等、無計画で衝動的な行動をとることがある。
 - ・自己への関心を高めるため、母や姉に対する嫌がらせが増加し、見えない場所で弟に暴力をふるうことがある。
 - ・これらの行為が母親の感情を刺激し、虐待の要因ともなっている。

(2) 学校との情報共有の状況

S S Wが知り得た全ての情報を、主に教頭を窓口として提供するとともに、随時担任と連携し、情報を参考に指導・支援・対応の方向性を決めていくことを確認した。

- ・教頭とS S Wの連携
 - 母親からの相談・家庭訪問で知り得た情報を随時提供している。
- ・担任とS S Wの連携
 - S S Wから担任に児童の観察を強化するよう依頼し、身体に暴行を思わせる傷等があった際は即座にS S Wに情報を伝えてもらうことを確認している。

3 ケース会議の状況

- (1) 校内生徒指導委員会（教頭・各担任・養護教諭・生徒指導担当教諭）
 - ・姉（6年）、弟（1年）の登校渋り・問題行動を含めた内容
- (2) 子ども支援センター主催ケース会議（生活保護担当者・児童相談所・学校関係・S S W）
 - ・母親を含めた家庭全体の支援についての内容

4 プランニング

- (1) 短期目標→【虐待行為の未然防止、早期発見・早期対応】
 - ・S S W→母親支援（カウンセリング・受容・支援・指導）
 - ①虐待行為の密室化防止（母親との信頼関係を構築・継続）
 - ②暴力行為の抑止（随時の受け止め）
 - ③祖母の支援を検討（保健所との連携）
 - ④児童相談所への情報提供、連携
 - ・学校→児童の観察、支援、指導、聴き取り
 - ①虐待の未然防止。虐待痕跡の早期発見。
 - ②S S Wとの連携。校内会議の開催。方向性の決定。
- (2) 長期目標→【母親の養育力向上・家庭の再統合に向けた支援】
 - ・家庭環境の改善（祖母の対応、家族相互の関係改善）
 - ・母親支援（母親と児童相談所をつなぎ『指導・介入』を継続的に受けるよう支援する。）

Point

学校とS S Wが連携を強化し、短期及び長期の目標を共有して対応した。

5 関係機関との連携

- 【子育て支援センター】→S S Wから日常的に情報提供し、助言を受ける
- 【保健所】→S S Wから祖母・母親への医療的支援を依頼し、具体策を検討中
- 【学校】→担任から虐待懸念（気になる傷）の情報を受け、状況に応じて児相へ通報
- 【児童相談所】→情報提供や通報

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

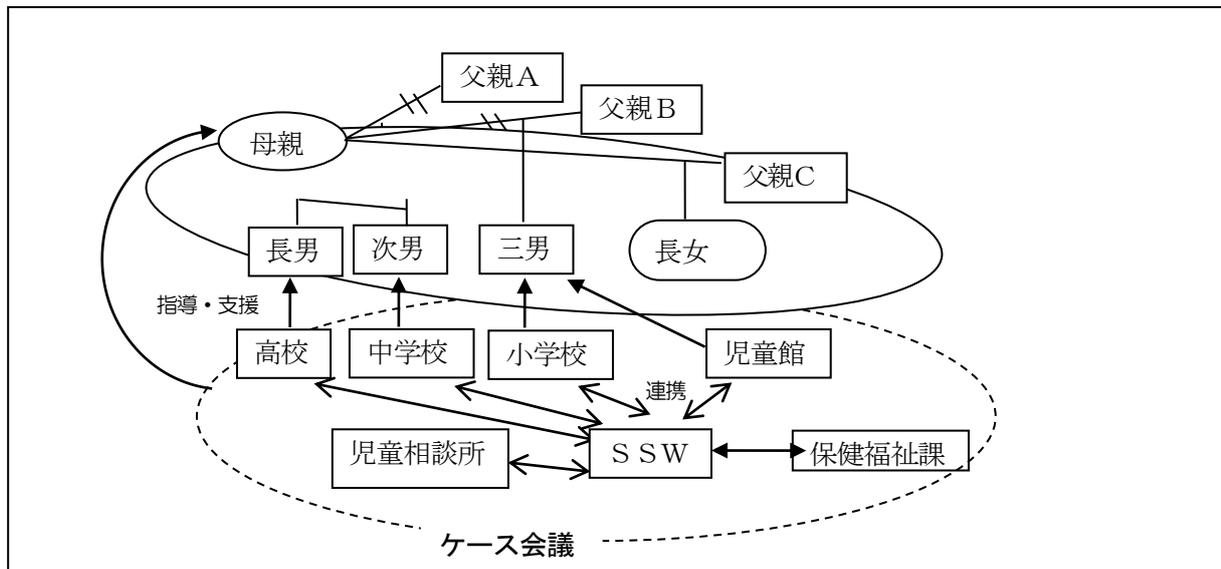
<成果>

- 当該児童は今まで他言したことのない母親からの暴行を、自ら担任やS S Wに打ち明けるようになった。
- S S Wは、母親の養育放棄願望を捉えていたので、学校と連携し迷わず児童相談所へ通報できた。
- カウンセリングを通し、児童に大人に助けを求める方法を伝えることができた。
- 児童相談所での保護が見送られた後、当該児童が、直接電話で児童相談所へ保護を求めるなど、自己決定の力が付いたと考えられる。

<課題>

- 児童相談所が、当該児童の施設入所を提案したが、母親が拒否したため、現在、母親と当該児童の関係回復プログラムを実行中であり、母親への支援・指導を継続する必要がある。
- 当該児童の発達に虐待の影響が見られることから、心のケアが必要である。

関係機関が連携してネグレクトの家庭へ対応したケース



1 気になる状況

- 平成22年、当該生徒（長男）の通う中学校から教育委員会へ不登校の報告があり、中学校とSSWが連絡を取り合う。
- 地域住民からSSWに対し、当該児童生徒（3人）について、次のような状況が見られ、ネグレクトの疑いがあるとの情報が入る。①母親が家へ帰らず、夜の仕事に就いている。②家の付近に放置されたゴミは、彼らが捨てたものである。③服が臭い、風呂に入っている形跡がない。
- SSWは、地域住民から得た情報を保健福祉課担当者及び当該児童生徒の通う小・中学校へ提供し、継続して状況報告を行うよう依頼した。
- 平成23年6月、当該生徒（次男）の通う中学校の教頭から、①母親が自宅とは別に家を借り、自分の持ち物は全て運び出したようである、②当該児童生徒は風呂に入っておらず、いつも同じ服を着ている、③母親は、引っ越ししてもそのまま本校へ通わせたいことを連絡ノートに書いている、との報告があった。
- 平成23年7月、中学校の教頭から、SSWに①母親が、6月に5日間ほど男と小樽へ行っており、母親はその男と付き合っているようである、②当該生徒の衣類があまりにも汚れているので学校で洗濯している、との報告があった。
- 同年同月、SSWは、当該生徒（長男）の通う定時制高校と情報交換を行い、①長男が不登校傾向にあり、学校を辞めたがっている。（その後、当該生徒は退学した。）②母親とは会えず、家の周りは荒れ放題であるとの情報を得る。
- 同年同月、虐待の疑いでケース会議を行う。

2 アセスメント

(1) 基本情報

- 母親は長男・次男を出産後、1人目の夫と離婚し、2人目の夫と再婚し三男を出産したが、その後離婚している。
- 母親はスナックに勤め、早朝に帰宅する状況である。平成23年6月、母親は職場近くに家を借り、その後、若い男と2人で暮らすようになる。
- 同年8月、当該児童生徒（3人）も同じ借家に住むようになるが、前の住居は引き払わず、当該児童生徒は、片道約15kmの学校に母親や若い男の送迎により通学（送迎のできないときは欠席）する状況であった。
- 母親は当該児童生徒に対し、若い男を父と呼ばせたがっている。
- 当該児童生徒は、衣服の汚れがひどい状況である。
- 平成24年、前の住居の後片付けができず、住所変更ができない状況であったが、学校と教育委員会は当該児童生徒の通学が困難と判断し、協議の結果、住民票を移さずに当該児童生徒の転校を許可した。

- 平成24年4月1日、次男は住居近くの中学校第1学年特別支援学級へ、三男は住居近くの小学校第4学年へ転入した。長男は定時制高校を中退し、家に引きこもっている。
- 次男は、自宅付近での交友関係ができ、外泊、万引き、火遊び、深夜徘徊、性に対する関心などが始まっている。
- 平成24年9月、母親は若い男との婚姻届を提出した。12月に第4子を出産する予定である。

(2) 学校との情報共有の状況

- 平成22年長男の不登校の報告を受けたことをきっかけにして、当該児童生徒が当時通学していた小・中学校と、現在通学している小・中学校、また、長男が通学していた定時制高等学校と連携しながら状況を確認し合っていた。

3 ケース会議の状況

- ①第1回 虐待の疑いについて (平成23年7月)
 - 出席者：当時通学していた小・中学校の校長、教頭、担任、保健福祉課担当者、SSW
 - 内容：当該児童生徒の状況、家庭環境について
 - ・入浴の習慣がない。頭髮の汚れ、におい、ふけは日常である。
 - ・着替えの習慣がない。いつも同じ服を着ている。
 - ・朝食はとらない。夕食はコンビニで買ったものである。
 - ・床はゴミが散乱しており、足の踏み場がない。猫などのにおいが強い。
- ②第2回 虐待の疑いについて (平成24年5月)
 - 出席者：現在通学している小・中学校の教頭、担任、以前通学していた中学校の教頭、児童相談所職員、子ども支援センター職員、保健福祉課担当者2名、SSW
 - 内容：これまでの経過と今後の対応や分担について
- ③第3回 虐待の疑いについて (平成24年7月)
 - 出席者：現在通学している中学校の教頭、担任2名 児童相談所児童福祉司2名、保健福祉課担当者2名、SSW
 - 内容：現状の確認と今後の対応について
 - ・当該生徒の現在の状況と夏季休業中の過ごし方についての確認
 - ・今後の支援について

4 プランニング

- ①学校は、虐待の様子や非行の防止等、本人の状況をしっかりと見極め、その都度情報を保健福祉課担当者を集める。また、進路指導も含め保護者との接触を積極的に図っていく。保護者から「困っている」という言葉が引き出せるとよいと考えている。
- ②民生委員とも連携しながら、家に引きこもっている長男の状況を把握する。
- ③児童相談所としては児童福祉法に基づいて対処するが、非行については警察に協力を依頼することも視野に入れる。
- ④出産が近づくと保健福祉課の役割も重要となることから、関係機関が情報交換に努めながら、迅速な対応を進めていく。
- ⑤SSWはそれらの関係機関を通し、様子や状況を把握・確認しながら支援等を検討していく。

Point

保護者、兄弟を含む家庭全体への支援について、プランニングを行い、関係機関の役割を明確にした。

5 関係機関との連携

- 1～4のとおり、関係機関等が連携して状況を把握・確認し、変化に応じた適切な対応をとる。

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

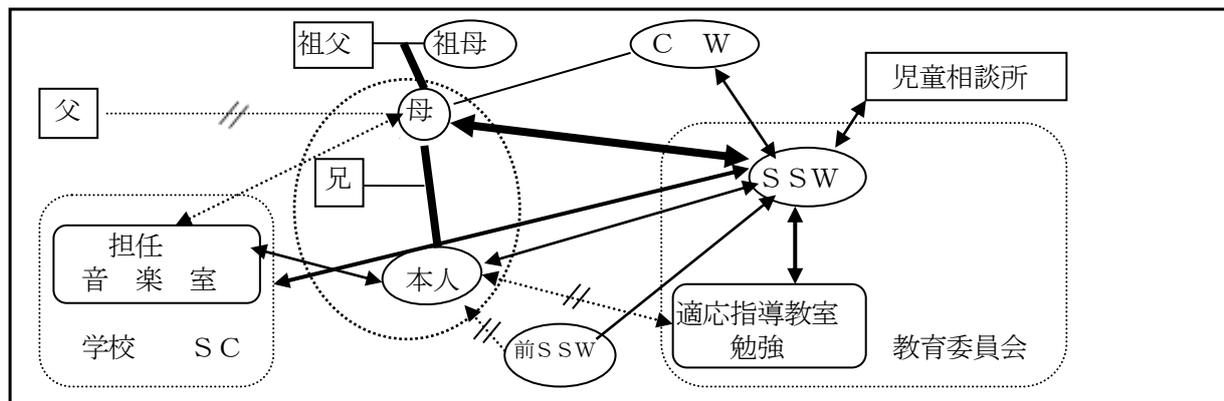
<成果>

- 12月、次男は冬休みに入ると同時に児童相談所へ一時保護となった。翌日、父親Cが中学校を訪れ抗議をしたが、一時保護の状況は変わらず、次男は児童相談所で穏やかに過ごしている。また、一時保護により、児童相談所と当該家庭が接触する可能性が生まれてきた。
- 12月末に長女が誕生したことから、町の保健師が保育指導のために定期的に家庭を訪問している。

<課題>

- 長女の誕生により、引きこもっている長男や、三男への扱いがどう変わっていくかも見極めていく必要があり、小学校とのより一層の連携が必要となる。
- 母が夜の仕事を辞め、新しい父も現在無職である。ネグレクトはもちろんのこと、経済的な面も含めながら、関係機関がより一層連携して状況を把握・確認し、適切な対応で、支援等を検討していく必要がある。

SSWと児童相談所の連携によって発達障害が明らかとなったケース



1 気になる状況

- 当該児童は（小学5年生女子）は、小学校入学当初から不登校傾向であった。
- 平成23年5月、母親が、不登校に伴う学力低下への不安をC Wに相談し、相談を受けたC Wが、SSWに連携を依頼した。
- 今までに何度か保健室登校などを試みたが、当該児童は、母親から離れると登校を嫌がり、ここ2年間は、不登校となっていた。
- SSWは、家庭訪問を続けていたが、途中から当該児童との面談ができない状況になっていた。このため、母親との面談による状況の把握にとどまり、内在する本人の困り感を把握することができない状況にあった。

2 アセスメント

(1) 基本情報

- 当該児童は、他市で出生し、母の実家のある市で保育所に入所していたが、再婚を機に当市に転入し小学校に入学した。当初より不登校気味で、第3学年には、放課後登校のみとなり、第4学年から、完全に不登校状態となっている。
- 生活保護家庭で、高校生の兄と暮らしている。母親は、当該児童が不登校であることを理由に、働いていない。家族間の仲はよい。当該児童が、入学当初から不登校のため母子ともに、親しい友人などはいない。祖父母との交流はある。
- 母親は、幼少期から育てにくさを感じていた（パニックや感覚過敏など）が、興味をもったことには熱心に取り組む集中力はあるので、どう接すべきか悩みを抱えていた。放課後登校なども試してみたが、母と分離するとうまくいかなくなってしまうことから、もう学校には行けないのではないかと感じていた。本人も中学校には行かないと明言していた。
- 母の悩みとは裏腹に、当該児童は見かけもおっとりとしていて、長期間不登校状態にあるような子には見えないというのが、学校や適応指導教室での共通した印象である。

(2) 学校との情報共有の状況

- 本年度担任が変わったこともあり、学校は本人及び家庭内の状況について把握していない部分があった（前担任は本人との面談は果たせなかった）ため、SSWの家庭訪問の様子を学校に報告した。また、2学期から担任や養護教諭の働きかけにより放課後登校が始まり、情報交換の回数も増えた。音楽活動を行う放課後登校から学習するための保健室登校へのステップアップを試みた。しかし、保健室は、人の出入りが多いため、学習の場を適応指導教室へ移すこととした。

- この時期、母親と学級担任・学校との間に認識のずれが、生じたため、SSWが共通理解と関係回復に努めた。
- 放課後の音楽活動を通じて、当該児童と学級担任との関係が構築されてきた。
- その後、SSWが強く働きかけ、児童相談所へ母子で相談に行くことになり、その都度、経過を学校へ報告した。判定が出たことで、教育委員会・学校・保護者及び本人の間で共通理解が図られた。

3 ケース会議の状況

- 10月に児童相談所に行ったことを受けて、11月にケース検討会を開く。
参加者：児童相談所より児童福祉司・心理判定員・教育委員会より2名・小学校校長・担任・適応指導教室指導員2名・SSW、合計9名。

4 プランニング

- 学校は、放課後登校の継続を図り、当該児童の状況を理解した上で、好きな音楽活動を通して学校へのつながりをもつ。そのために当該児童の特性を理解し、家庭とも密に連絡を取り合っていく必要がある。
- CWは、経済的安定のための家庭への助言を行う。
- 適応指導教室は、学習支援を中心とした活用となるが、当該児童のやる気を認め、自信につながる指導を目指す。現在は通級していないが、在籍は残すこととする。
- 児童相談所は当該児童の発達段階の正しい把握と、母子への支援を行う。
- SSWは学校と家庭との間の情報交換により、関係改善を図り、必要に応じて家庭訪問や保護者面談を行い支援する。CWやこども未来課、地域福祉課などとも連携して支援の幅を広げ、母子を見守る。

Point

SSWが学校と家庭の関係改善を図るとともに、児童相談所等の関係機関との連携強化に努め対応した。

5 関係機関との連携

- 地域福祉課CWや、適応指導教室における学習の様子等について情報交換を行って、連携を図った。学校については、家庭訪問の様子等を迅速に伝えるようにして、今の様子を把握してもらえるように心がけた。放課後登校が始まってからは、学校から問い合わせや相談の電話があり、特に母の心情について理解してもらうように配慮した。

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

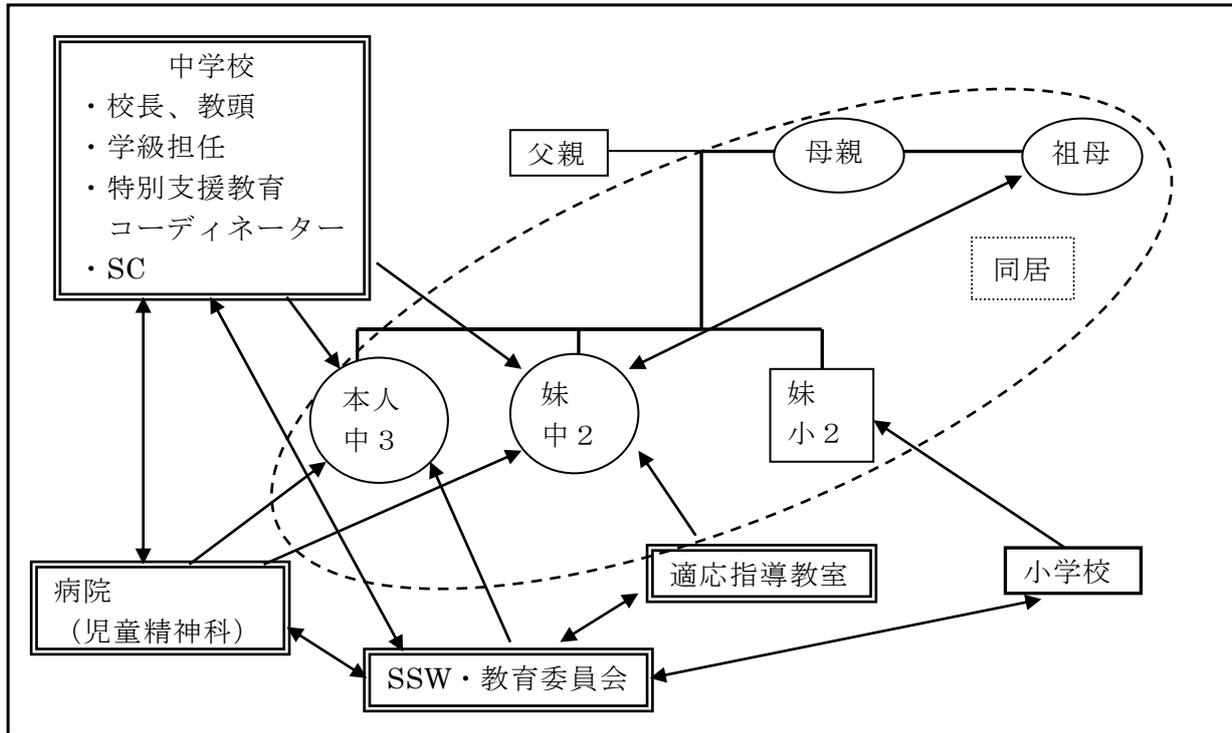
<成果>

- 児童相談所と連携したことにより、当該児童の不登校の要因を明らかにすることができた。
- 発達障害であることがわかり、障害者手帳を取得したことにより、将来の自立を目指して進路選択を深く考えることができるようになった。
- 当該児童の発達の状況を正しく理解するという目標を達成することができた。

<課題>

- 当該児童の特性を踏まえた居場所づくりをどのように行うかを検討する必要がある。
- 母親や家族以外の人との人間関係やコミュニケーションをどのように図っていくかが課題である。
- 今後、当該児童や母の意向を踏まえた支援の在り方を検討する必要がある。

発達上の課題のある生徒へ関係機関が連携して対応したケース



1 気になる状況

- 学級担任の指導・支援を拒み、教室に入らない。
- 毎日登校するが、友達と教室前で談笑をして、授業が始まると帰宅する。
- 私服で登校し、かつら、携帯電話を使用するなど、学校の規則を守らない。
- 現実社会のことに全く興味がない。（アニメ、コスプレの世界に没頭）

2 アセスメント

(1) 基本情報

① 当該生徒の状況

- ・ 幼児期より手のかかる子であった。学年が進むにつれて集団不適応を起こし、登校渋りも見られてきたため、小6時に検査をしたところ、発達障害と診断された。
- ・ 中学入学時より特別支援学級在籍となる。

② 家庭の状況

- ・ 父親は単身赴任でほぼ不在であり、子育てや学校への関心が低い。
- ・ 母親は会社に勤めながら3人の子育てをしているが、家の中は整理整頓ができないため、物やゴミに溢れている。その状況を見かねて、母方の祖母が定期的に片付けに来ている。
- ・ 祖母は3人の孫を可愛がっており、当該生徒から学級担任への不満を聞き教育委員会に相談の電話を入れたことがある。

(2) 学校との情報共有の状況

- ・ 中1時の学級担任に対しては、自分の全てを受け入れて対応してくれていると捉え、指導・支援を受けることができたが、中2時に学級担任が代わった際、規則を守るように強く指導されたことをきっかけに、学級担任は自分を受け入れてくれないという思いを抱くようになり、学級担任に対して暴言を吐くなど、拒否的な態度を取るようになったことがある。

- ・学校では、当該生徒の指導・支援を継続するものの、状況の改善に至らない状態が続いている。

3 ケース会議の状況

- 校内ケース会議（校長、教頭、学級担任、特別支援コーディネーター、SSW）を3回実施。
 - ・当該生徒の発達障害の共通理解。
 - ・学校は当該生徒との信頼関係の構築に努める。
 - ・医療連携の必要性（情報交換、対応のアドバイス）を確認する。
 - ・SSWはSCと当該生徒及び母親を繋ぐ役割を果たす。

4 プランニング

- 学校は、当該生徒が登校できていることを肯定的に受け止めるとともに、教室以外の居場所づくりを行い、段階的に学校で過ごす時間を増やしていくよう支援していく。
- 学校は、発達障害の特性について全教職員で共通理解を図り、統一して当該生徒に対する指導・支援が行われるよう徹底する。
- 学級担任は当該生徒との信頼関係の回復に努め、当該生徒に寄り添った指導・支援の工夫に努める。
- SSWは当該生徒の個性的な感性をしっかりと受け止めながら、段階的に通常の学校生活に戻ることができるよう、当該生徒に寄り添いながら支援を行う。
- 各関係機関は、当該生徒が充実した学校生活を送ることができるよう随時連携し合うとともに、それぞれの役割や支援の在り方の是非を確かめ合いながら支援を行う。

Point

発達障害の特性について共通理解を図り、当該生徒への統一した指導・支援の在り方を徹底している。

5 関係機関との連携

- SSW、SCは、当該生徒の抱えている学級担任や学校に対する思いを受け止めることができるよう、当該生徒及び母親とのカウンセリングをコーディネートする。
- SSWは、SCとの情報交換を密にすることで、双方からの支援の強化を図る。
- SSWは、医療機関での定期的な受診を母親に勧める。
- 学校とSSWは、保護者及び祖母との連携を強化し、学校の対応に対する理解を促す。
- SSWは各関係機関から寄せられた情報を基に全体を把握し、当該生徒とのパイプ役となり支援する。

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

<成果>

- 教職員の共通理解と統一した指導・支援、段階的な指導、当該生徒の思いを共感的に受け止めてきたことなどにより、当該生徒に学校での居場所ができ、教職員との信頼関係も回復してきた。
- 現在は、高校進学に向け学習にも意欲的に取り組むようになった。
- 母親の学校に対する批判的な言動が減るとともに、当該生徒に対して前向きなアドバイスができるようになった。

<課題>

- 発達障害のもつ特徴でもあり、自分と合わない人との人間関係の構築は難しさが引き続き見られる。当該生徒の前学級担任への暴言や批判は変わらずある。今後も人間関係において、つまずきがあると思うが、高校入学後もSSWの見守りや支援が必要と思われる。